

添付資料30

国会会議録検索システム

トップ画面へ ▲

ヘルプ

本文表示

検索結果一覧画面 ▶

前会議録

次会議録

検索条件入力画面 ▶

[002/002] 136 - 衆 - 安全保障委員会 - 4号
平成08年04月04日

会議録(冊子)画像

発言者: [前](#) [次](#) 134 / 173 検索語: [前](#) [次](#)

○諸富政府委員 お答えします。

今、私どもの政府見解を先生御引用になりましてその解釈を求められたとっておりますが、政府見解については再三御答弁申し上げておるのでその繰り返しは避けませんが、私どもがこういう注的見解といいますか、に到達した背景をちょっと御説明させていただきたいと思っておりますが……(前原委員「それはわかっているから。直ちにというのはどういう意味ですか」と呼ぶ)直ちに違法と言えないというその法的な背景として、私どもが検討した過程において、実は昭和四十年に最高裁判所の判例がございまして、その判例の中で引田しているところをちょっと紹介させていただきますと思うのでございます。

一つは、この判例というのは、板付基地においてやはり同じような事案が発生いたしまして、知ども正式の使用権原がない状態に追い込まれたときに最高裁から判決が出たということでございますが、そこで一点、判例の中で言及しておりますのは、この安保条約の

誠実な履行は、国の義務であり、関係土地所有者らも、直接間接、この国の義務履行に協力すべき立場に置かれているものというべきである。

ということを一点言っております。

それから第二点といたしましては、

契約に基づき被上告人国と関係土地所有者との間にすでに適法に形成された前記のごとき土地の使用関係は、単に契約が満了した(占領の終了)という一事により、たやすく消滅させるべきではなく、その使用(駐留軍による使用)の必要性が大であるかぎり、むしろこれを存続させることを相当とすることは、借地権が存続期間の満了等の事由により消滅した場合においても、建物があるときは、土地所有者において、正当の事由がないかぎり、借地権者からの更新の請求を拒絶しえないものとする**借地法四条一項**の精神に照らすも、肯認するに難くないところである。というような考え方を述べられているところでございまして、このような考え方を背景にしますと、社会的にこういう考え方は、直ちに違法とは言えないという解釈といいますか、そういう考え方に立っても一般の御理解が得られるのではないかと、私どももこのように考えたところでございます。

全選択

番号
指定

ダウンロード